

形成期フランス・コミューン都市の軍事的特質について

—フランス封建王政との関係をめぐって—

守 山 記 生*

Caractère Militaire de la Commune Française à sa Naissance

—Sur la relation de la commune et de la monarchie féodale en France—

Norio MORIYAMA

(1973年9月28日受理)

はじめに

中世都市研究のメッカであるドイツにおいて、凡そ 150 年間に渡る研究史途上明らかにされたリーツェル (S. Rietschel) の業績を越える成果を生んだのはピレンヌであった。ピレンヌは、リーツェルがドイツ地方において研究した商人の市場定住と法律形態の変化との関係について、全く別個にフランドル、北フランスの諸都市に対して、更にその原因をなす経済上の観点に深い分析を加え、中世都市形成の研究に画期をなした¹⁾。ピレンヌ・テーゼを順序だてて述べれば、地中海及び北方における商業の復活、遠距離商人の起源とその重要性、司教都市又は城砦に対する遠距離商人の定住地と彼らの誓約団体運動による二元構造の克服、中世都市の成立と成長及びその結果について見解を与えている。このテーゼは、ピレンヌが第一次大戦時にドイツ軍の捕虜中に記述した『ヨーロッパ史』において既に明らかにされ²⁾、中世都市を特別法をもち、程度の差はあれ、高度に発展した司法権と共同体的 (communal) 自治権を与えられた商工業に従事する自由な人々の居住する要塞集落と規定している³⁾。

その後、ピレンヌの理論は、様々の視点から批判されているが、彼のテーゼに基本的に依拠し更に分析を進めたのがブラーニッツである⁴⁾。彼は、中世都市揺籃の地としてライン河とセーナ河の間ニーダーフランケン諸都市に地域をしぼり、商人とりわけ経済力のある遠距離商人のギルドを中世都市形成のトレーガーとみなして、彼らの定住地たる portus, suburbium, 特に vicus は、都市領主の支配する要塞地たる castrum や Burg に付属して形成されたとする。やがて vicus の商人ギルドが中心となり、都市宣誓共同体を結成して、都市領主の支配する前期的都市を圧倒、克服して本来的な中世都市形成の母胎となる。そして都市宣誓共同体の都市領主に対する関係は、依然として力の問題であり、最初の目標は軍事権の支配であったとする⁵⁾。ブラーニッツの中世都市の起源において商人ギルドと都市宣誓共同体を重視する理論は、極めて精緻、簡明であるが、基本的にローマ都市との不連続性を主張し、ゲルマン的要因を誇張する傾向があり、これに対して強い批判がある。この反論のうち最も注目に値するのはエンネンであり⁶⁾、鯖田豊之氏によって、その論点が要約されている。エンネンは、ブラーニッツの主張する civitas や Burg と suburbium の地誌的・二元構造の存在を認めつつ、中世都市成立の本質的な契機について、suburbium の都市形成力を一方的に重視することなく、両者の融合に求めている。更に、人的団体にすぎない商人ギルドは suburbium と同一視出来ず、都市形成力を持た

* 史学研究室

ないし、地縁共同体である宣誓共同体も、それを端初として都市が建設されたのはむしろ例外であると主張する。civitas や Burg の領主と suburbium の住民を敵対関係に置くことに反対し、都市宣誓共同体を重視することに異議を唱えるエンネンは、宣誓共同体以前にいかにして二元構造が克服されたかを論じて、suburbium の団体を教区団体として発達した隣保共同体として把握し、この特殊共同体がいかに高次の都市共同体に統合されたかを問題としている⁷⁾。最近の研究動向は、ローマ都市との連続性を強調し、ピレンヌやブラーニッツを種々の視角から批判しつつ進められている⁸⁾。いずれにしても、ピレンヌ及びブラーニッツの理論は、現況では未だ根本的に批判、破棄されていないが、ヨーロッパ中世の異なった地域における各都市の多様な形成期の構造を必ずしも明確にはしていない。

一方、フランスの中世都市研究は、中世の第三身分であるブルジョワの起源に強い関心をよせたティエリィ (A. Thierry) 等によって、19世紀の半ばに業績が出された。その後、フランス及びベルギーの中世都市研究は、コミュン運動に研究の焦点をしばり、1870年以降、ますます隆盛を極めて、特にジリ (A. Giry) によってコミュンと各都市制度の関係を論じた数編の実証主義的な著書を生んだ⁹⁾。このような個別研究を踏まえて、コミュンについての理論的総括をしたのがリュシェールである¹⁰⁾。コミュンの独自の属性として、相互扶助を志向する「誓約団体」(association jurée) であることと共に、更に、彼によって、「住民集合領主体」(seigneurie collective populaire) であると規定され¹¹⁾、フランス中世都市の持つ封建制度における封臣の特色が明らかにされて、フランス史学界では通説とみなされている。更に、リュシェールのコミュンに関する学説上、その軍隊と封建制の関係についての所論は、高く評価に値すると思われる¹²⁾。しかし、彼の学説では、上述のコミュンの持つ二属性が、いかなる歴史的諸状況のもとで変遷して、フランス特有の中世都市を形成するに至ったかは明確でない。

第二次大戦後、間もなく、プティ・デュタイによって、フランスのコミュンについての重要な業績が公けにされた¹³⁾。彼は、「誓約団体」と「集合領主体」というコミュンの有する二属性が同時に存在せず、コミュンを流動的なものとして一義的、同時に規定することを批判し、11世紀よりフランス革命までの多様な存在形態の変遷を明らかにしている¹⁴⁾。概ね三つの期間に分けてコミュンの変化を分析しているが、その初期においては、コミュン都市と他の諸都市との相異点を定義する方法として、都市のブルジョワにコミュンを譲渡、許可、追認した特許状において、国王や領主が何を目標にしたかを探求することにあるとしている¹⁵⁾。特に、12世紀にあっては、コミュン譲渡の唯一の特色は、誓約団体を作ることに対する許可であり¹⁶⁾、コミュンは、相互扶助の約束による安全、秩序、正義を目的とした¹⁷⁾と規定している。そして、institutio pacis を志向する誓約団体であった初期のコミュンが、封建王政との関係において、特にフィリップ・オーギュストの時代を転換点として、王権拡大の一翼としていかに servitum regis になるに至るかを検討している。この過程において、国王とコミュンは封建的契約関係を強め、コミュンは陪臣を持つことのない特殊な領主となり、国王はコミュンに封建的諸義務、特に軍役を課することになると考えているが、プティ・デュタイの軍役義務に関する論点は、商工業者の集団であり、本来平和を志向するコミュンの特質から再考を要する。

これに対して、更に、最近、フェルメースによって、新たな視点にたつコミュンに関する業績が出された¹⁸⁾。デュタイがコミュン研究を国王、領主層の側から分析し、都市コミュンに限定する傾向のあるのに対し、彼は、農民をも含む広汎な住民側から分

析することによって補完し、又都市コミューンの成立以前に、或いはその初期には並行して司教区のコミューンが存在していたことを提示している。即ち、「神の平和」(Paix de Dieu)運動に発する弱者の保護、暴力・戦争・略奪の禁止、聖域の保持の三つの目的は、「平和団体」(institution de paix)として司教区ないし教区、そして都市にも引継がれた。しかし、平和を具体的に保障することが重要であり、都市においては、領主や騎士でなく、誓約のもとに商人を中心とする住民自らが自らを積極的に守ることを要した。従って、都市コミューンは、誓約と住民軍によって保障された一つの平和団体であると結論される¹⁹⁾。

ここで、本稿の課題を明らかにしておきたい。これまでの研究動向から、中世において、コミューンが相互扶助と平和を志向する「誓約団体」であり、その後、特に封建王政との関係において特殊な「集合領主体」として、封建的ヒエラルキーに組み込まれていったことは是認される。しかし、コミューンを規定する属性として、その軍事的特質は、極めて重要な要素である。本稿では、コミューンが初発から有する軍事的特質が、どのようなものであり、どのような状況のもとに出現し、「誓約団体」、「集合領主体」の二属性といかに関係を持ち、その特質にどんな変化があったか否かに対象を限定して考察する。時期は11世紀末より14世紀初めまでの長期に及ぶが、フィリップ・オーギュストの時代(1180—1223)までを特に重点に置く。先ず、時期的に Le Mans について最も古く、典型的な都市タイプのコミューン²⁰⁾を形成したカンブレー(Cambrai)について考察し、次いで、コミューンの軍隊とフランス封建王政カペー朝との関係について論述する。

1. カンブレーのコミューン

カンブレーは、ローマ時代に名を残し、古くはフランク族の一支族であるサリ族の宮廷所在地であったが、948年以後、司教が都市領主となった²¹⁾ことは決定的に重要である。何故なら、領主である司教は、固定した居住地を持たずに始終移動しながら支配した世俗の諸侯とは違って、都市内に永続的な邸宅を所有し、住民と日常的な関係を持ち、自らの行動に直接の利害を持たずにはおれなかったからである。更に、カンブレーでは、皇帝により管区の統治を任せられていた有能な司教は、10世紀、11世紀全体を通じて、主権者たる皇帝とゲルマン的慣習(disciplina teutonica)とに忠実であることに努めた²²⁾。しかし、カンブレーは、神聖ローマ帝国領でありながら、他方では、北東フランスに最も近接する西部国境地帯にあり、ヴェルマンドワ伯領、強力なフランドル伯領に隣接していたことに注目しなければならない。

カンブレーには、古い由来をもつ Saint-Géry 修道院があるが、司教都市たるシテの外部に発展した。これは大修道院であり、その周辺に当然集落を有していたと考えられるが、長期にわたってシテとは統合されなかった²³⁾。従って、カンブレーは、11世紀半ば過ぎのコミューン運動期を迎えるまでは、本質的に司教の支配する都市であるシテを核として発展したと言い得る。

一方、カンブレーは、シュルド(Schelde)河畔に臨んでおり、この河川は、カンブレーの下流域に、更に Valenciennes, Tournai, Gent を加えて北海沿岸に達している。この地理的条件から、カンブレーは、北方貿易圏の網の目の一環として商業集落を形成するに充分であり、事実、既に7世紀には、恒常的な商取引の場であり、輸送の中心地である portus の所在地であった²⁴⁾。その後、9世紀半ばになると、ノルマンの侵入が相次ぎ、略奪を受けるが、その具体的な被害の状況、程度は、各都市によって異なり必ずしも明ら

かではないが、カンブレーにおいても、特にこの商人定住地は侵略され、徹底的に破壊されたと言われる。そして、ノルマンの侵入が商人定住地の城壁建設の一つの重要な契機になったと述べられている²⁵⁾。いずれにしても、カンブレーは、10世紀には、再び商業の中心地として記録に残っており²⁶⁾、11世紀に入ると、北方貿易圏の一拠点としてかなり繁栄した商人定住地が形成されていた。

1070年、商人定住地の住民たちは、彼らの定住地である始源的なシテの根元に防御柵の城壁を築いた。この要塞化した商業集落を加えることによって、シテは一段と繁栄した²⁷⁾。多分、Saint-Géry 修道院も近辺に商業集落を有していたであろう。従って、地誌的には、11世紀半ば過ぎのカンブレーは、各々、商業集落を持つ司教座を核とするシテ集落と Saint-Géry 修道院を核とする集落との二元構造を有していたと推定される。司教座と修道院の位置は、相当に近接しているのだが、シテ内の商業集落にのみ限定して述べれば、この商業集落は、経済上の観点からは、少くとも10世紀以降、シテ内で日常的な商業活動を有した²⁸⁾とはいえ、北方貿易圏の一翼を担う遠距離商人を中心にした商業活動により、強い自律性を益々高めていったに違いない。けれども、このシテ内部の商業集落は、司教及び司教の城代と役人の統治下にあり、司教は住民の利害や要求を考慮に入れないで、彼らに荘園法 (droit domanial) を厳密に適用した²⁹⁾。司教の領土においては、封建的な諸制度の組織は高度なレベルに達し、強力で注意深い権力の下で、農民の状態が異常に好ましいものであった³⁰⁾。司教は、成長する商業集落と恒常的な接触を持ち、その関係はより複雑になっていったが、しかし、容易に司教は自治を商人達に与えなかった。何故なら、商業には少ししか共感を持たずに、教会は暴利の金融と商業が生む効果の間に区別をしなかったし、商人が司教自身の無制限な世襲の支配に従うことを欲したからである。誤解、利害の衝突、そして敵意が生じ³¹⁾、商人達の不満は富みに高まっていた。

カンブレーでは、既に、司教 Engran (956—960) の下、958年には、徒党を組んで帰任しようとする強力な領主の入市を拒絶するために蜂起している。この反乱をコミューン形成にむかう企てとして取扱う説がなされている。しかし、この反乱は、住民たちが行ったのではなく、司教区内の庶務に仕える世俗役人 (ministeriales civils) の行動であったと認められ³²⁾、一時的に目的を達成しただけで、すぐに消滅した³³⁾。本格的な商人を中心にした住民による政治闘争は、11世紀半ば過ぎ迄待たねばならない。

1077年、富裕な商人を中心として、当時勃発していた聖職叙任権闘争の機会を利用して、政治闘争としてコミューン運動を開始したのは周知のことである³⁴⁾。この反乱の準備は、既に以前から秘密裡に準備されていたとするのが妥当であり、ここで、その経過を順を追って明らかにしておきたい。

1076年、カンブレー司教リエトベルトゥス (Lietbertus) の死で、その後継者に、その甥であり、Brabant の司教補佐であるジェラルール (Gérard) が、聖職者と住民によって選ばれた。宗規にかなう選挙の後、帝国教会で長い間続けられてきた手続では、司教に選ばれた者は、皇帝のもとに行って司教の徽章を受けることになっていた。これが新司教ジェラルール 2 世であるが、この様々の手続も、存位 3 年になる教皇グレゴリウス 7 世の承諾を得ることが出来なかった。1075年のローマ教会会議は、聖職者たちに俗人の手から教会を受け入れることを禁じ、又、皇帝ハインリッヒ 4 世は、1076年 2 月に公式に破門されていた³⁵⁾。

新司教にとって更に困難が加わった。司祭ラムヒルドゥス (Ramhirdus) が、司教を聖職売買者として弾劾し、貧者や特に織布工達に多くの信奉者を集めたからである。司教

はラムヒールドゥスを公式に異端訊問し、彼に聖体拝領をすすめた。彼は「自分はいかなる聖職者、僧侶また司教でさえも、その手になる聖体拝領は受けないであろう。何故なら、彼らは聖職売買や貪欲に汚されているから³⁶⁹」と拒否した。彼は異端者と宣告され、火刑に処せられた。この事件を部分的に知らされたグレゴリウス7世は、1077年3月25日、パリ司教に調査を命じた。2ヶ月後、ジェラルールはこの件を弁明にローマに赴いた。彼は教皇の手で聖別を受けることを願い出たが、教皇は面会することを拒んだ。宗規およびグレゴリウス7世個人の命令にもかかわらず、ジェラルールは皇帝のもとに行ったことを否定出来ず、俗人や破門された者の手による司教の笏杖、指輪を受けとったということで破門を宣告された。ジェラルールは、叙任に関する命令とハインリッヒ4世の破門を知らなかったと確固として主張し、更に司教の徽章を教皇に返還し、教皇のすべての決定に従う用意があると云った。結局、グレゴリウス7世は彼に慈悲をかけることにした。叙任の命令とハインリッヒ4世の破門を正式に通達されなかったこと、更にラムヒールドゥスの殺人に手を下さなかったことをジェラルールが誓約するという条件のもとに、彼は、1077年秋のAutunの司教会議で司教の叙任を受けた³⁷⁰。

ジェラルールは、司教区の中で、騒ぎをよく起す男、城主の挙動にまた一つの困難の始まりを見ていた。かなり多くの司教都市では、例えば Beauvais, Noyon, Amiens におけるように、司教代理人が、その権限の起源を忘れ、重要人物になっていて、司教と対立するに至るほどの一種の独立性を帯びていた。カンブレーでも、Tetdo (972—979) 以来の司教と城主達の拮抗があるが、コミューン運動の原因を理解するためには、城主ユグ・ド・ワジィ (Hugues d'Oisy) について、ジェラルール2世及び先任者リエトベルトゥス司教との関係を述べておかねばならない。ユグが、皇帝の勧告に基き、若年であったが、司教リエトベルトゥスによって城主に選ばれた。しかし、誰もそれを喜ばなかった。何故なら、彼は、司教も非難した上に、意地悪く市民に隷属を悟らせるようにした。彼は、とりわけ富裕階級、有力者を攻撃し、彼らを投獄したりして虐待の限りをつくした。所領を奪い、乱行を続けるユグを遂に司教は彼の城をうち破り、領地の境界まで追撃するに至った。ジェラルール新司教が、フランドル伯の仲立ちで、市外の領地を与え、手を結ばざるを得なかったのが正にこの奇怪な人物であった。しかし、ユグは暴虐行為を再開し、カンブレーから、またフランドルからも完全に締め出され、イングランドに逃走した。けれども、これらの出来事以前のカンブレーは、実際しばらくの間は平和であった³⁷¹。

しかし、この平和に満ちあふれていたとされる時に、正に一大事件が勃発した。平穏と好都合な情勢に乗じ、ジェラルール2世は、カンブレー教会の役目を彼に課していた皇帝を訪問することにした。この市の住民達が久しく切望し、もくろんできたコミューンを誓約したのはこの時であった。司教が出発するやいなや、最も富裕な商人に卒いられた人々は反乱を起し、城門を占領してコミューンを宣言した。誓約には、「司教が計画を認めない場合は、彼らは司教が市に入ることを阻止する」ことが特に含まれていた。ラムヒールドゥスの説教に感化を受けた貧乏人、手工業者、特に織布工達もこの反乱を活発に支持した³⁷²。

司教は事件を知って道を取って返し、住民達に多数の熱烈な下層民の支持者がいることを知り、住民達の思い上がりを見向からくじき、神聖を汚すコミューンを粉碎するために、Boudovin de Mons 伯の助力を求めた。司教は伯の軍隊と手を切るのをしぶったので、住民は彼が市に入るのを禁じた。しかし、司教は彼らに自分を信じるように要求し、望む時期に教会会議で、彼に対してなされた企ての件の取扱いを約束した。この言明に、住民達

は喜びに満ち、反乱行為は忘れ去られ、事件は清算されたと信じて帰宅したと言われる。だが、その約束は裏切られ、復讐はおそろしいものであった。〈〈Chronica abbreviata〉〉は、この平和が、明瞭に「偽りの平和」(Pace simulata)と要約する。司教の騎士達は住民の家の財物を強奪し、大勢の住民が殺りくされ拷問にかけられた⁴⁰⁾。1077年のコミュニオンを形成しようとする企ては、このようにして、一たび挫折した。

ここで、このコミュニオン運動の原因と特色について考察する。原因については、先ず、958年の反乱との関係は全く考えられない。ほぼ一世紀に近い時間の隔たりがあり、行動を起したのは住民ではなかった⁴¹⁾からである。しかし、コミュニオン形成の動向は、ジェラルド2世の時にはじまったのではなく、その以前から醸成していたと考えるべきであり、運動の起源を理由に事欠かないリエトベルトゥス司教のもとに探し求めるべきである。カンブレーの住民はかなり豊かになっていた。人々がコミュニオンをつくり財産を守ろうと考えたこと、特に脅威が増えたことは事実である。有力者や富裕者を攻撃したユグがいた⁴²⁾からである。しかし、それでは何故ジェラルド2世の時に、その火蓋が切られたのか。時が熟していたのだ。司教がユグを復位させ、市外の領地を与えたことは、住民達に具体的な打撃が少くとも反感を与えたであろう。司教や聖職者に対しラムヒルドゥスによって公表された聖職売買や貪欲の非難は全く根拠のないものではなかったであろう⁴³⁾。又司教は、正に聖職叙任権闘争時に新しく選ばれた者であり、ローマに赴き出来事を弁護し、教皇の前に頭を下げ、Autunの集会で身の証しを立てなければならなかったのである。その上、司教が宮廷に出向いた時、この市には支配者は居らず、帰り道の門を閉ざすだけで充分であった⁴⁴⁾。

しかし、住民達が独力で樹立した新しい支配を実力で維持する必要は、大変困難であり、その実現のために、貧富を問わず、全住民をきん密な団結に駆りたてた。援軍を伴った司教の帰還が確実になったため、公共の安全を確保する具体的な手段が否応なしに必要であった。全員によって誓約され、全員を束縛するコミュニオンは、このようなものであった。カンブレーのコミュニオンは、ピレンヌが言うように、本質的に防衛を迫られた軍事的なものであった⁴⁵⁾と特色づけることが出来る。

『ジェラルド2世伝』中に、年代記作者が記述したように、世俗的⁴⁶⁾(profanam)で、教会的でないコミュニオンを住民が勇敢にも打ち立てようとしたという結論から、カンブレーのコミュニオンは、教区のコミュニオンから都市及び世俗のコミュニオンへの移行を証明するものとして解釈されている⁴⁷⁾。カンブレーのコミュニオンが、司教の怒りを買ったのは、教会的でもあり民衆的又都市的でもある平和団体としての二重性から出ながら、それにもかかわらず、自らを全面的に世俗のものだと断言したからであり、このコミュニオンは、かくして、12世紀の一般的な現象、つまり、俗人による平和団体の徐々の獲得の現象に従った⁴⁸⁾とされる。確かに、カンブレーのコミュニオンは、都市タイプのコミュニオンの端初として画期を示すものと考えられる。しかし、カンブレーのコミュニオンが典型的なコミュニオンとしてより普遍性を持ち将来に投げかける特質は、何よりも、公共の安全たる平和を確固として具体的に保持しようとする全住民による防衛的な軍事組織であったことに求めねばならない。

一度挫折したこの住民の運動は、挫折したままに止まっているには余りにも力強いものであった。12世紀初め、情勢は明らかに前よりも有利になり、この運動は成果を得る方向にむかうことになった。聖職叙任の争いは最高潮に達し、二人の司教がカンブレー司教の座を要求し、その周囲に二つの党派が形成されたことは、富裕な商人を中心とする住民が

失った地盤を回復させた。先ず、1101年に、司教 Walcher は、教皇パスカル 2 世に承認され、又、フランドル伯ロベール 2 世に支持された競争者 Manassès 側に、住民が向くことを恐れて、彼らを懐柔するために、新しい制度の認可を公式に住民に授与した⁴⁹。更に、1102年、同様に、Manassès と対抗し、皇帝ハインリッヒ 4 世に支持された司教 Gaucher は、フランドル伯の脅威を受け、皇帝側の援助も望めないで、住民達と妥協せざるを得なかったために、彼らのコミューン設立を許した。その際、住民は一つの憲章を定め、司教をその敵から守り、皇帝の権利を保護することを約束した。コミューンに関して、司教個人の感情は必ずしも好意的とはいえず、ただその条件を彼はのぞまるを得なかったことから関連づけて考えると、コミューンの組織が軍事面にある確かな力を保持していたことを証明するに足るものである⁵⁰。それから 5 年後 1107 年、カンブレーのコミューンは、皇帝ハインリッヒ 5 世が教会側にたつて干渉することによって破棄された。

しかし、Le Mans について最古のカンブレーのコミューン運動の後、カンブレーの南部にある北フランスの特にシテにおいて、続々とコミューンの設立を見た。カンブレーの例は、その影響を周辺地方を通じて与えた⁵¹と推定される。短期間で挫折した Le Mans を除外すれば、1080 年頃に、フランスでは最古のコミューンを設立させた Saint-Quentin は、カンブレーからはわずか一日の行程にあり、領主ヴェルマンドワ伯 Herbert 4 世の治世の晩年に許可された⁵²。その後、Saint-Quentin の南部に近在するシテに続々と反乱が勃発する。Beauvais では 1099 年頃、Noyon は 1108—1109 年、Laon は 1109—1112 年更に Saint-Quentin が臨む Somme 河の下流にある Amiens では 1113 年頃に、それぞれコミューンが設立された。1114 年、カンブレーの北に近在する Valenciennes がこれに続いた⁵³。

カンブレーのコミューンの経過を具体的に述べ、原因と特質について考察した。その特質としては、誓約団体のみならず、防衛的な軍事組織であったことを明らかにした。更に、カンブレーのコミューンが、北フランスのコミューン形成に与えた影響を推定した。以下では、カンブレーのコミューンにおいて既に示された防衛的軍事組織としての特質が、フランスの封建王政カペー朝において、その支配権を拡大する政策として、どのように利用されたかについて考察する。

2. コミューンの軍隊とフランス封建王政の関係

コミューンが初期から有していた防衛的軍事組織としての特質は、フランス封建王政たるカペー朝がそれを利用する過程において、コミューンの持つ「誓約団体」と「集合領主体」としての二属性と、どのように関わり合うのだろうか。結論を先に要約すれば、コミューンが初期に有していた「誓約団体」としての特質は、12 世紀末期から 13 世紀初期にかけて「集合領主体」に特質を変え、13 世紀を通じて益々その要素を高めて、14 世紀の当初に一応完徹された。この変化には、明らかに封建王政の支配権の拡大を求めるカペー王権の政策が深く関わっており、コミューンは封建制の枠内で国王の特殊な家臣となった。従って、軍事組織としてのコミューンも、当然、カペー王権の政権拡大の一翼として、国王の政策に利用される。何故なら、国王の権力拡大にとって軍事政策は最も重要な意義を有するからである。しかし、にもかかわらず、大局的に、コミューン自体の防衛的な軍事組織としての特質は、初期より一貫して持続したと言えるであろう。この特質を巧妙に掌握して、支配権拡大策を進展させたのは、カペー王権側にほかならなかった。従って、以下では、カペー王権がこの防衛的な軍事組織としてのコミューンを政権拡大策のために、い

かに利していくかに焦点をしぼって考察する。

中世においては、祈る者は聖職者、戦う者は貴族及び騎士、働く者は農民それに加えて商工業者であり、この三つの階級は基本的には区別され⁵⁴⁾、封建的ヒエラルキーをなしている。前二者が支配階級であり、後者が被支配階級である。しかし、コミューンにおいては、富裕な商人が中心になってかたい誓約のもとに全住民が集団をなして隷属状態を打破するために軍事組織を結成した。この事態は、当時の第一の支配階級たる聖職者にとっては、特に大きな衝撃を与えたにちがいない。カンブレーのコミューン運動に続いて11世紀末から12世紀初めにかけて北フランスのシテに勃発したコミューン運動の渦中で、聖職者、貴族も加えて住民の相互扶助のための誓約団体がその後とりわけ激しい暴動を引き起したLaonのコミューンを、修道院長ノジャンのギベールが自伝において、「コミューン！、新奇で忌わしきその名⁵⁵⁾。」と激怒したのも、このような状況においてである。

しかし、祈る者、戦う者、働く者の階級秩序があっても、軍事上の観点からすれば、封建的義務として、明らかにしておかねばならない一般的原则がある。その原則は、中世においては、封建法に従って、平民つまり貴族でない者が、聖職者や貴族と同様、軍役を負っているということである。農民と市民は、平常は武器をとる権利を持っていなかったが、領主は、領地の防禦という重要な場合に、彼らの奉仕を要求することが出来た。領主の軍事的権利は、11世紀と12世紀の封建的権力によって、村や都市に与えられた特許状の大部分で認められている。しかし、それは、契約によってなされており、限定され制限され、拘束さえされている⁵⁶⁾。

強固な誓約団体であり、軍事組織でもあるコミューンを、封建法に基づいて軍役を課することが出来るのであれば、最高位の領主である国王が、支配権の拡大のために利するのは当然であったと言うべきであろう。そのためには、国王は、普通、特許状によってコミューンを一種の特権団体として許可、ないし確認する。カペー朝において、特許状によるコミューンの許可、ないし確認政策は、ルイ6世(1108—37)に始まり、ルイ7世(1137—80)に受け継がれた。コミューンが成立した地理的範囲は、次代のフィリップ・オーギュスト(1180—1223)の時期をも含めて、カペー朝が勢力を拡大していった範囲と一致している。しかし、ルイ6世とルイ7世によって特許状を賦与、確認されたコミューンの中心は、Noyon, Laon, Soissons, Beauvaisなどの国王が特権を行使し得た司教都市であり、両者は当事者としてではなく、都市領主たる司教によって賦与されたコミューン特許状を事後的に確認しているにすぎない。両者のコミューン政策は、王権拡大のためには、司教をも味方しておく意図を有しており、コミューン自体に対しては、未だ消極的なものにとどまっていたと言われる⁵⁷⁾。

ルイ6世、ルイ7世のコミューン政策の消極性は、その軍事政策にも明確に示されている。ルイ6世の統治に関して、年代記は国王の軍隊の中でコミューンの軍隊の存在の跡を示していない。彼の最も効果をあげた遠征の大部分は、少数の騎士、つまり、普通、国王の取巻き者や、俸給のえさにひかれた他の者の助けによって行われた。彼は、遠い地方への遠征や、重大な危機が君主制をおびやかした時、封建法に従って、世俗領主、司教や国王の家臣の大修道院長に対して、徴兵割当定員を要求、召集することが出来た。これらの軍団は、多分、民衆的な要素、つまり、領主の各々の権力に属している都市、bourg、村が供給した要素を含んでいる。しかし、この時期では、封建的兵士、又は聖職者の兵士以外は、決して問題ではない。コミューンは、1124年、皇帝ハインリッヒ5世の侵入が、王権の存在をもう少しで危くするところだった時にも、現われてさえいなかった⁵⁸⁾。このエ

ピソードを記した国王の政治顧問であり、歴史家でもあったサン・ドゥー修道院長 Suger は、徴兵の割当てがおこなわれたフランス領のあらゆる地点を完全に列挙しているが、しかし、彼は、その際、いかなるコミューンにも言及していない。そればかりか、兵士出身地を *Orléanais* とか *Étampuis* といった地方名で表現している。これは、王権の側に、都市を軍事的に独立した団体としてとらえ、これを王権のもとに掌握しようという意識がまだなかったことを示している。ルイ7世の統治の末期になって、はじめて、コミューンの軍隊は、国王によって彼の家臣の一人に対してなされた戦争に、調停者として名を顕わした。この戦争は、Laon の司教ロジェー・ド・ロゾアとフランス国王に守られた Laon の地方コミューンとの間に起こった。その時、調停に当たった Laon 市民軍に、Vailli と Soissons のコミューン軍が合流しにやって来た⁵⁹⁾。

しかし、軍事的観点から、コミューンが包蔵している軍事力を利用しようという考えが国王の念頭に生じ得たのは、カペー王権の領域に、国王の権力が十分に確立されたように思われる12世紀末期になってからにすぎず⁶⁰⁾、フィリップ・オーギュストの時代においてであると言える。

フィリップ・オーギュストの時代には、コミューンは「集合領主体」に転化したと言われる。彼の時代に入ると、特許状の積極的な賦与、確認によって、コミューンは激増する。彼は、先ず、1182年から1188年の間に、Chaumont, Pontoise, Poissy, Montreuil に新たにコミューンを認め、王領地外であった Sens のコミューンを再建し、Soissons, Noyon, Beauvais, Dijon のコミューンを確認した。次いで、1188年から1197年の間に、アルトワ、トゥルネー地方、ヴェルマンドワの一部を併合した後、Tournai, Saint-Riquier, Amiens, Hesdin, Arras, Saint-Quentin, Montdidier, Bapaume, Roye にコミューン特許状を賦与又は確認した⁶¹⁾が、この中、Saint-Riquier, Amiens 以外は、彼が新たに賦与したものであり、1197年迄にこれら以外のコミューンも彼によって特許状を得ている。その後、13世紀当初より彼の統治の晩年に至るまで、コミューン特許状の賦与又は確認政策は続けられるが、Mantes と Senlis を除いて、新たに賦与したものであり、彼の時代を通じて、約50のコミューンが特許状を取得している⁶²⁾。彼のコミューン政策は、多数のコミューンを認めただけでなく、新たに許可したコミューンには既に国王が特権を行使し得る司教都市は含まれていず、更に聖俗諸侯と並ぶコミューンを特殊ではあるが直属の家臣として、特に軍事義務を課し得る明確な都市集団として把握している。彼のコミューン政策のこの特色をよく明示するものとして、1205年に書かれたとされる『王に属する封と軍役に召集すべき封臣の表』(Scripta de feodis ad regem spectantibus et de militibus ad exercitum vocandis) がある。これは、フィリップ・オーギュストの主要な役人によって作成された任地の貴族の封建的義務に関する不完全でやや首尾一貫性を欠く一連の調査書であるが、カペー王権が以前には示さなかった詳細な報告に基づく利害を極めてよく表わしている。この中で、39のコミューンが、(Communiæ) として、大司教及び司教、修道院長、公及び伯、諸侯、城代等と同じ章にリストされている。更に、この39のコミューンの中、ルイ6世、ルイ7世によって認められたコミューンはほぼ含んでいるが、彼が新たに認めたコミューンの中心は、ノルマンディ、アキテーヌ地方とフランドル地方及びその周辺の諸都市である⁶³⁾。従って、フィリップ・オーギュストの時代においては、コミューンは、王権拡大のために、聖俗諸侯と並ぶ直属の家臣として「集合領主体」に転化しており、特にプランタジネット家やフランドル伯のような強力な敵対者を国王が制圧しようとする地域に、軍事義務を課し得る集団として結成を認められていることが明らかである。

しかし、フィリップ・オーギュストが、特許状により数多く認めたコミューンの軍事的役割は具体的にどのようなものであろうか。彼は、43年の統治の間、あらゆる性格の作戦に関わっており、コミューンの軍事力を利用しようとした。しかし、彼は、コミューンの軍隊をすべての遠征と戦闘に加わるように定められた封建的徴募兵の不足分と徴兵の不規則さを補うべき正規の徴募兵の資格で、攻撃軍団として利用したのではない。このような概念は、コミューンの軍隊の存在条件と矛盾しているだけではなく、彼の軍事史についてのわれわれの知っているところの事実認識とも矛盾するであろう。非常に数多くの戦いが長い統治の間行われたにも拘らず、コミューンの人々は、国王の兵士の中に、極めてまれに出現したにすぎない⁶⁴⁾。

それでは、コミューンの軍隊の本来の存在条件は如何なるものであるかを先ず明らかにしておきたい。結論を簡単に述べれば、コミューンの軍隊の本来の任務は、外敵の侵入から都市を防衛し、都市内部の治安を維持することにより住民の安全をはかることである。この任務は、コミューンが典型的には商工業に従事する都市集団であるのだから、極めて当然と言うべきであろう。これらの任務が、コミューン軍隊の本来の役割であり、限度でもある。しかし、コミューンは、一つの戦場であり、コミューン体制と相容れない数多くの敵に始終脅かされていた⁶⁵⁾。強力な外敵の侵入から都市を防衛するために、コミューンの軍隊は、領主又は国王に保護を求めたが、独自で抵抗し、援軍の到着を待たねばならない場合もあった⁶⁶⁾。このような場合、コミューン自体は、原則として全員を拘束することになる。Noyon のコミューン特許状は次のように規定する。「もし、コミューンが侵入されたら、コミューンを誓った者はすべてその防禦に行かねばならない。不具や病気だったり、余りに貧困なために、自分で妻や子供たちを守る必要がない限りは、誰も家に居ることは許されない⁶⁷⁾。」都市内部の治安の維持も、平常は防衛的なものであり、コミューン軍隊のこの機能は、今日の警察機関の機能に似てはいるが、国家権力の統御下にはなく、都市権力が都市自体の治安を維持するのであり、本質を異にしている。しかし、この機能は、都市権力の抑圧機関として役割を果たす場合は、単に防衛的ではなくなる。特に、都市権力が反抗的市民に刑罰の執行をするときには、強制的になる。Saint-Quentin の特許状は、「コミューンの人々は、コミューンの裁きに従うのを拒否する者は誰であろうと、その者の家を市長がこわすのを助けねばならない。」と規定する⁶⁸⁾。内外の敵から都市を防禦するために、コミューンの軍役の防衛的な平常の任務の中心は、城壁と城門の監視であり、具体的な義務規定の下に、細心の注意を払った。更に、パトロール隊として、具体的な罰則規定にもとづいて、巡邏隊 (geut) と控えの巡邏隊の義務があった。巡邏隊は、戦時のように武装して、夜間都市の周囲を出てはならなかったし、控えの巡邏隊の威嚇的な補佐を受けて道路や城壁を夜昼巡回しなければならなかった⁶⁹⁾。

コミューン軍隊の本来の都市防禦の任務に、領主又は国王の戦争のための軍役が加わる。コミューンの軍隊は、コミューンではない都市が領主の役人の指揮の下に軍役を勤めるのに対して、都市役人、特に軍隊の隊長である市長の指揮の下に、召集した領主の軍隊に赴く。カペー朝の国王は、領主を介在させずに直接コミューン軍隊の召集権を行使しようとする⁷⁰⁾。コミューンにとって軍役奉仕は義務的であり、その条件は必ずしも一定していないが、12世紀、13世紀の最も一般的な規則に従って、家臣と同様、コミューンは年に40日間の軍役義務があった。多分、この費用は、金持だけが支えることの出来る重いものであり、貧しい市民の場合には自費ではなかったであろう。コミューンは、国王に一定数の武装した騎兵、或は徴募兵と、軍需品と行李を運ぶ四輪馬車を供する義務を持つ。1194

年か1195年の「兵員供出評価簿」(Prisée des sergents)と題された貴重な記録は、各コミューンが国王の軍隊に送らねばならない人員や、輸送車の数を列挙している⁷¹⁾。コミューンの住民は、本来的な都市防衛の義務、更に領主、特に国王に負う軍事義務に対して、彼らの商工業に従事する余裕をいかに見い出したであろうか。コミューンの住民は、各々一人の兵士、大変忙しい兵士であり、彼らに対する絶対的な軍事義務は、日常生活や日々の仕事の必要性とかりうじて両立できたと考えられる⁷²⁾。

従って、フィリップ・オーギュストの対コミューン軍隊政策を過大視してはならないだろう。何故なら、コミューン軍隊の本来的な機能は、都市自体を防禦することにあるからだ。彼は、この特質をよく認識して、コミューンを巧みに王権拡大に利用した。国王に役立ったのは、限界のあるコミューンの軍隊ではなく、安全地帯と見なされたコミューンそのものである。彼の統治下で、コミューンが、王権にとって名符でかつ有益な軍事的役割を果たしている唯一の状況は、コミューンが要塞として敵を遮る任務を負っているという状況であり、以下の例は、この事実を極めてよく確認させる。1185年にフランドル伯アルサスのフィリップが Corbie を攻囲しに来た時、Corbie の人々は、敵が通って来る橋を切りおとし、余りに強く抵抗したので、フランス国王たるフィリップ・オーギュストは、彼らに援隊を送る暇が生じ、アルサスのフィリップは、退却せねばならなかった。1188年にイギリス国王ヘンリー2世が、Mantes を攻撃しようとした。パリに急いで近づいていたフィリップ・オーギュストは、Mantes を無防衛のままに残していたのである。しかし、Mantes の軍隊は、イギリスの騎士に対してものすごいエネルギーで抵抗したので、フランスの国王に知らせる時間が出来、彼は、その勇敢なコミューンの救助に駆けつけることが出来たのである⁷³⁾。

従って、1214年の Bouvines の戦いで、フィリップ・オーギュストが皇帝とフランドル伯の連合軍をうち破り、Tournai と Péronne が国王の重要な戦略基点であった⁷⁴⁾のは事実にしても、コミューンの軍隊が勝利に貢献したとは言い難い。充分信ずるに値する現場目撃者で、フィリップ・オーギュストの礼拝堂付司祭ギヨーム・ル・ブルトンが書いた記録には、コミューン関係事項はわずかに約12行しか出てこない。彼は、Corbie, Amiens, Beauvais, Compiègne, Arras の人々を指して、国王の軍旗の周りに、又直接国王の前に列した歩兵として示している。しかし、彼らは長くはそこに留まっていない。何故なら、ドイツの騎士隊が、彼らを攻撃し、押し返して散々にうち破り、殆どフィリップ・オーギュストに打撃を与えたからである。要するに、コミューンの人々は戦闘に現われてもただ打ち負かされるに終るだけである。ギヨームは、少しも重要性を与えていないこの短い期間の後に、もはや一度も彼らのことに言及していない。この戦闘の後、北方の諸コミューンがパリの役人に手渡した古文書記録上の捕虜は、コミューンの軍隊自体で捕えることを名符とした捕虜であったのではなく、国王が投獄した捕虜なのである⁷⁵⁾。

ルイ9世(1226—70)、フィリップ3世(1270—85)、フィリップ4世(1285—1314)のカペー王権下に、コミューンの市民兵は、国土防衛、国内秩序の維持のためのあらゆる軍事的遠征に召集された。1253年に3700人の北部コミューンの小軍隊が召集され、1233年 Beauvais のコミューンの内乱鎮圧のために19のコミューン軍隊が国王の指揮下に召集された。1272年に、コミューンは、国王の下に Foix 遠征に参加した。1303年には、コミューンは、国王の指揮下にフランドル遠征に参加した等が例示する。

しかし、13世紀末に、コミューンの軍事史において最も重要な事実が生じた。というより、むしろ生じ終えた。即ち、軍役の代わりに租税を国王に支払うようになったことである。

この事実は、徐々にカペー王権の軍事的、財政的組織に根本的な変化を与えた。この変革の最初の跡は、フィリップ・オーギュストの治下に既に現われている⁷⁶⁾。13世紀に入れば入る程、又コミューンの軍隊の召集が一層頻繁になり、重荷になる程、又カペー王権の領土の拡大に応じて国王の遠征が遠くになる程、コミューンは、それだけ頻繁に又遠くに彼らの軍隊のメンバー、即ち彼らの都市の防禦者を送ることを望まなくなった。フィリップ3世とフィリップ4世の下に、国王の戦争は、王国の辺境であるピレネーやフランドルで行なわれている。それ故、コミューンに通常一括して要求された軍役に対する等価物をコミューンに支払わせるという習慣が生じた。かくして、1272年に、コミューンの大部分は、Foixの戦争の軍役を貨幣で払って免れている。この軍役免除税は、決して完全に一般的になっていたのではないが、カペー王権にその有利さを認識させ、政府を悩ましていた余りに現実的な財政上の窮乏のために、強制的で、殆ど永久的な租税という性格をやがて帯びた⁷⁷⁾。

1317年のフィリップ5世(1316—22)の勅令は、軍事的観点から見て、王権側にとって有利にコミューン都市の地位を根本的に変化させた。この勅令は、イル・ド・フランス、ピカルディ、ノルマンディやシャンパーニュに適用され、各都市の軍役調査による軍役義務と武器取締を規定している。勅令によれば、先ず、国王の役人たるパイイによって実施され、各都市の在地の有力家の意見に基づいて、指名した人物に、自費で馬を持った兵士として装備出来る住民と、歩兵しか維持出来ない住民の調査をさせ、この調査登録に従って、各都市は一定数の装備した騎兵と歩兵を出すことを義務づけられた。更に、この勅令は、貧乏な住民が売ったり、質入れしないように、武器の保管と使用許可の権限を国王の役人に委ねた。各都市では、これらの軍隊は、都市の権力によってではなく、国王に任命された経験を積んだ隊長によって指揮されたにちがいない。この隊長は、コミューンに、コミューンの防衛と平和の維持を誓約し、住民からは忠実な協力の誓約、即ち御用金(aide)と服従を受けた。要するに、この法令により、軍事権は都市の役人から完全に奪われ、その軍隊は国王政府の直接保護下に入ったのである。注目すべきことに、この変化を要求したのは、パリに召集された都市の代表者に代表された都市自体であった。コミューン都市の住民の安全の要求にカペー王権は巧みに利害関係を一致させて、王権の軍事的防衛のためにコミューンの軍隊を直属として統御したと言える⁷⁸⁾。

フランスの封建王政たるカペー王権は、コミューンがその一面に有する防衛的軍事団体としての特質を、よく認識して巧みに王権の拡大に利用した。即ち、誓約団体的属性を有するコミューンを「集合領主体」に転化させて、封建的ヒエラルキーに国王の特殊な家臣として有利に組み込んで行く過程において、一方では、本来防衛機能しか持たないコミューンの軍隊は、王権拡大には不利と見なし、その軍役を租税に代替させ、他方、コミューンの防衛的軍事団体たる特質自体は、国王の戦略上の要塞として、領土拡大のために巧妙に利用した。王権拡大に利用するこれらのコミューン軍事政策は、ほかならず、コミューンを「集合領主体」に転化させたフィリップ・オーギュストの統治下に開始されたのである。

おわりに

誓約団体のみならず軍事団体としても重要性を有したコミューンは、内外の敵から都市を防禦する防衛的な軍事機能しか持たない本質的に平和を志向する団体であった。この事実は、聖職叙任権闘争時の複雑なヨーロッパ内部における政治環境の裡に生起したとはい

え、最古のコミューンであるカンブレーの経過に既に認められる。カンブレーのコミューンは、圧倒的な軍事力を有して帰還しようとする都市領主たる司教の入市を現実的に阻むために、富裕な商人の指導下に危急をまぬがれる全住民の防衛的軍事組織であることを要した。地理上、フランスのいわばフロンティアに全く隣接して起こったカンブレーのこのコミューン闘争の影響は、時を経ずしてたちまち、11世紀の末期から12世紀の初頭にかけて、北フランスの諸都市のコミューン形成に伝播した。

一方、支配権の拡大を求めるフランス封建王政たるカペー王権は、12世紀に入ると、コミューン都市を特許状により認可、確認する政策をおし進めた。フィリップ・オーギュストの時代においては、コミューンを特殊な家臣たる集合領主体として王権に有利に転化させ、積極的にコミューンを新たに認可し、13世紀当初にその数は39都市にまで及んだ。軍事上、コミューンを王権の拡大に利用せんとする政策は、コミューンが防衛的軍事団体としての特質を有することを、極めてよく熟知して巧妙に推進された。即ち、本来防衛機能しか持たない限界のあるコミューンの軍隊は、王権の拡大に不利と見なし、その軍役は租税に代替させ、防衛的軍事団体たるコミューン自体は、国王の戦略上の要塞として領土拡大のために活用せんとした。この展開は、既にフィリップ・オーギュストの軍事政策にいずれも始められ、要塞化は彼の統治のごく初期において二度の成功をおさめ、租税代替政策は、歴代の国王によって、幾度かの例外をとめないながらも、基本的には引継がれ、13世紀末には、ほぼ完成された。1317年に出されたフィリップ5世の勅令は、フィリップ・オーギュストに開始された対コミューン軍事政策を完成させたと言える。即ち、コミューンの軍隊を国王直属の役人に指揮させて国王の軍隊に転化することによって、コミューン自体を国王の確実な要塞とし、他方、国王の軍隊がコミューンを防衛する代償として御用金を要求することによって租税代替政策を徹底させた。

ここに、コミューンが初期から有していた防衛的軍事団体たる特質を、カペー王権はよく認識して巧妙に利用せんとする政策を発展させ、軍事上において、コミューンを完全に王権支配拡大の一翼に位置づけた歴史的経過を跡づけることが出来る。14世紀以降、コミューンは、軍事上においても、明確に国王にとって都合の良い都市 (*bonne ville*) になった。

付 記

立命館大学瀬原義生教授には、本稿作成にあたって、ご親切なご校閲と文献のご教示をいただきここに厚くお礼申し上げます。

注

1. 宮下孝吉『ヨーロッパにおける都市の成立』1953年、329—331頁。
2. H. Pirenne, *A History of Europe*, vol. I, New York, 1958, pp. 183—226.
3. *Ibid.*, pp. 203—204.
4. H. Planitz, *Kaufmannsgilde und städtische Eidgenossenschaft in niederfränkischen Städten im 11. und 12. Jahrhundert*, ZSRG. GA. 60, 1940.
5. 前掲4訳書、鯉田豊之訳『中世都市成立論』1959年、205頁。
6. E. Ennen, *Frühgeschichte der europäischen Stadt*, Bonn, 1953.
7. 前掲5, 210—212頁。
8. 最近では、未完であるが、全ヨーロッパ規模で、各地域の多様性に着目し、各都市のトポグラフィを重視して、ピレンヌやプラーニッツの論点を修正ないし批判した論文として、瀬原義生「ヨーロッパ中世都市の起源(一)」(『立命館文学』316号, 1971年)及び「同(二)」(『立命館文学』

- 321号, 1972年)がある。
9. ヨーロッパ各国の中世都市研究の動向については、「ヨーロッパ諸国の中世都市研究」(『社会経済史学』38巻3号, 1972年, 63—85頁)特にフランスについては, 同書67—71頁。
 10. A. Luchaire, *Les communes françaises à l'époque des Capétiens directs*, Paris, 1911.
 11. *Ibid.*, p. 97.
 12. 例えば, Ch. Petit-Dutaillis, *Les communes françaises*, Paris, 1947, p. 18.
 13. *Ibid.*
 14. 本書の書評として, 森岡敏一郎「コムミュンの概念」(『史学』25巻2号, 1951年, 105—120頁)がある。
 15. Ch. Petit-Dutaillis, *op. cit.*, p. 23.
 16. *Ibid.*, p. 71.
 17. *Ibid.*, p. 83.
 18. A. Vermeesch, *Essai sur les origines et la signification de la commune dans le Nord de la France (XI^e et XII^e siècles)*, Heule, 1966.
 19. *Ibid.*, p. 183.
 20. *Ibid.*, p. 177.
 21. 前掲5, 59頁。
 22. H. Pirenne, *Early democracies in the Low Countries*, New York, 1963, p. 28.
 23. 井上泰男「西欧中世都市成立論の一視角——フランス史学の成果から」(『史流』3号, 1961年, 9頁, 16頁)。
 24. H. Pirenne, *Medieval cities. Their origins and the revival of trade*, Princeton, 1969, p. 143. (佐々木克巳訳『中世都市』1970年, 121頁)。
 25. 伊藤栄『西洋中世都市とギルドの研究』1968年, 34頁, 41頁。
 26. 前掲24, p. 100. (同訳書86頁)。
 27. H. Pirenne, *Histoire de Belgique*, t. 1, Bruxelles, 1929, p. 198.
前掲22, p. 30.
その後, 1090年頃, 司教と住民は都市全体の周囲に一つの石壁を建設したと言われる。(前掲5, 160頁)。
 28. これに関連して, カンブレーにおいても, 「市場」は集落(又は都市)形成力を決して持たなかった。即ち, カンブレーの司教が, 1001年にル・カトー・カンブレジに建設した市場は, 経済上の観点からは終始取るに足りない局地的な場所にすぎず, この市場の目標とした企ては失敗した。(前掲24, pp. 136—137)。
 29. 前掲27, H. Pirenne, *op. cit.*, p. 198.
 30. 前掲22, pp. 28—29.
 31. 前掲22, pp. 29—30.
 32. A. Vermeesch, *op. cit.*, p. 95.
 33. 前掲5, 59頁。尚, 同書63頁の *Gesta episcoporum Camerac. I 81, MG. SS. 7S. 431* の引用文を参照されたい。
 34. 前掲22, pp. 30—31. 前掲27, H. Pirenne, *op. cit.*, pp. 198—199. 前掲5, 59頁及び同書63頁の引用文 *Gesta episcop. Camerac. contin. 2. MG. SS. 7S. 498* 「軽率なカムブレー市民たちは, たえまなく秘かな話題としていたコーンスピラーティオーとながらく憧れていたコンムーニアの結成を誓約した。とくに, 成立したコンユラーティオーが公認されるまで, 帰任せんとする司教のカムブレー入市を全員で拒絶するという誓約のもとに, 彼らは相互に団結した。」
 35. A. Vermeesch, *op. cit.*, p. 89.
 36. *Ibid.*, p. 90.

37. Ibid., pp. 90—91.
38. Ibid., pp. 91—92.
39. Ibid., pp. 92—93. 前掲22, p. 31.
前掲27, H. Pirenne, op. cit., pp. 198—199.
40. A. Vermeesch, op. cit., pp. 93—94.
前掲27, H. Pirenne, op. cit., p. 199.
41. A. Vermeesch, op. cit., pp. 94—95.
42. Ibid., pp. 95—96.
43. Ibid., p. 96.
44. Ibid., p. 95.
45. 前掲22, p. 31.
46. Gesta episcoporum Cameracensium, Continuatio, Gesta Gerardi II, MGH., SS., 7S.
498「都市の誇りをくじき、彼らの世俗的なコミューンをやぶるために ad arcendam civium
superbiam et ad delendam eorum profanam communiam.」
47. A. Vermeesch, op. cit., pp. 96—97.
48. Ibid., p. 176.
49. Ibid., p. 97. 前掲27, H. Pirenne, op. cit., pp. 199—200.
50. A. Vermeesch, op. cit., pp. 97—98.
51. C. Stephenson, *Mediaeval history*, Tokyo, 1965, p. 289.
52. Ch. Petit-Dutaillis, op. cit., p. 60.
53. A. Vermeesch, op. cit., p. 197. 同書では, Saint-Quentin は「1081年頃」になっている。
前掲24, p. 178. (同訳書152頁) 同書では, Laon は「1115年」になっている。
54. A. Luchaire, op. cit., p. 17.
55. J. F. Benton (ed.), *Self and society in Medieval France. The memoirs of abbot
Guibert of Nogent*, New York, 1970, p. 167.
56. A. Luchaire, op. cit., pp. 177—178.
57. Ibid., pp. 276—287 を参照されたい。又, 水野綱子「中世北フランスのコミューヌとカペー
王権」(『西洋史学』89号, 1973年, 55—56頁, 61—62頁)。
58. A. Luchaire, op. cit., pp. 184—185.
59. Ibid., p. 185.
60. Ibid., pp. 185—186.
61. Ch. Petit-Dutaillis, *The feudal monarchy in France and England from the Tenth to
the Thirteenth Century*, New York, 1964, pp. 196—197.
62. ルイ6世, ルイ7世, 特にフィリップ・オーギュストによるコミューンに対する特許状の賦
与, 確認年代については, 水野, 前掲論文53頁の詳細な年表を参照されたい。尚, 同書と本稿
の間には, 若干の都市において年代のずれがある。
63. 水野, 前掲論文, 55—56頁。前掲61, p. 302.
64. A. Luchaire, op. cit., p. 186.
65. Ibid., p. 182.
66. 例えば, 後述する1188年の Mantes の戦いの途中経過に見られる。
67. A. Luchaire, op. cit., p. 183.
68. Ibid., p. 183. 有罪者の刑罰手段としては家屋破壊に追放が相伴う。詳しくは, 前掲5, 143
頁, 147頁, 148頁を参照されたい。
69. A. Luchaire, op. cit., pp. 182—183.
70. Ibid., pp. 180—181.
71. Ibid., p. 178. p. 180.

72. Ibid., pp. 183—184.
73. Ibid., p. 187.
74. 水野, 前掲論文, 65頁.
75. A. Luchoire, op. cit., pp. 186—187.
76. この時期に, Arras は1000人の市民兵の代りに3000リーブルを, Beauvais では500人の市民兵の代りに1500リーブルを支払った. (A. Luchoire, op. cit., p. 180.)
77. A. Luchoire, op. cit., pp. 188—189.
78. Ibid., pp. 189—190. ここで, コミューン自体の変質ないし没落が問題となるが, この分析については, 稿を新たにしたい. 尚, 木村尚三郎「フランス封建王政の時代的下限——コミュニヌの法人格性と14世紀前半におけるその没落をめぐって」(『史学雑誌』65編3号, 1956年, 1—25頁)を参照されたい.

Sommaire

La commune jouait un rôle important non seulement en tant qu'«association jurée», mais en tant qu'organisation militaire. Pourtant elle n'avait pour fonction que de se défendre contre les ennemis du dehors et ceux du dedans, car son vrai but n'était pas de faire la guerre, mais de maintenir la paix.

On peut le comprendre en étudiant le déroulement de la plus ancienne commune qui se soit constituée à Cambrai à l'occasion des «Querelles des Investitures».

Les mouvements communaux qui arrivèrent à Cambrai, ville frontalière, exercèrent leur influence sur la formation des communes dans les villes du Nord de la France, de la fin du XI^e siècle au début du XII^e siècle.

Dès le XII^e siècle, la dynastie capétienne, monarchie féodale de la France, fit un pas à sa politique ; elle accorda et confirma les communes par les chartes, car elle aspirait à l'élargissement du pouvoir royal. Philippe Auguste (1180—1223) non seulement accorda beaucoup de communes à nouveau, mais les transforma en «seigneuries collectives» favorables au pouvoir royal, car il avait l'intention d'utiliser militairement les communes pour établir et fortifier le pouvoir royal.

Ainsi, pour avoir bien compris la fonction militaire de la commune, les rois eurent une politique habile ; d'une part le service militaire des communes fut transformé en impôt, car les milices communales étaient considérées comme défavorables à l'élargissement du pouvoir royal, d'autre part les communes elles-mêmes furent utilisées stratégiquement comme forteresses du royaume pour étendre son territoire.

On peut dire que Philippe Auguste accorda le premier un rôle militaire aux communes et que l'évolution dure jusqu'au début du XIV^e siècle. Il est évident qu'après le XIV^e siècle, les communes devinrent militairement «bonnes villes» : celles qui sont favorables aux rois.